

令和5年5月1日

障害福祉サービス等事業所 管理者各位

茅ヶ崎市障がい福祉課

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う代替支援の請求期間の延長について（通知）

日頃より本市の福祉行政の推進にご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染症拡大に伴う代替サービスの提供を、下記のとおりとします。

1 代替サービス

本市では、新型コロナウイルス感染症を理由に、利用者（本人）またはその保護者から通所を控えたいとの希望があった場合、代替支援サービスの請求を認めておりましたが、5月8日から新型コロナウイルス感染症を感染症法上の5類感染症に位置付けることが決定されることに伴い、代替支援サービスでの請求は令和5年5月7日までのサービス提供分までといたします。以降のサービス提供分については、代替支援サービスでの請求は原則として認めませんので、ご注意ください。サービス利用者の状況によって、引き続き代替支援でのサービス提供が必要な場合は、下記事務担当までお問い合わせください。

2 対象サービス

放課後等デイサービス、児童発達支援、生活介護

※対象となるサービスの代替支援内容については、別紙「令和4年7月27日付 代替支援の内容」をご参照ください。

※ご不明な点等ございましたら、下記事務担当までお問い合わせください。

事務担当 茅ヶ崎市 障がい福祉課

請求担当 大畑、吉井、山根、池内

住 所 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1

電 話 0467-82-1111

FAX 0467-82-5157

メー ル shoufuku@city.chigasaki.kanagawa.jp

※電話がつながりにくい場合、質問等はメールにてお願いします。